

職員の懲戒処分について

職員の交通事故に係る不祥事案について、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を行ったので、公表いたします。

事案の概要	令和6年1月31日午後5時36分頃、自家用車で帰宅途中、青森県弘前市松森町の県道において、横断歩道を渡っていた女性（当時87歳）に衝突し、死亡させた。 その後、過失運転致死の罪に問われ、同年10月15日に青森地方裁判所弘前支部から禁錮2年、執行猶予4年の有罪判決を受けた。
所属	黒石市国民健康保険黒石病院
職層	技師長補佐
年齢及び性別	58歳・男性
処分年月日	令和6年10月30日
処分の内容	停職6月 〈処分理由〉 地方公務員法第28条第4項の規定に該当するもので、黒石市職員の分限に関する条例第7条の規定による失職の例外を適用したものである。

〈再発防止策とお詫び〉

このたび当該職員が起こした交通事故により、亡くなられた方に心からご冥福をお祈りしますとともに、ご遺族様に対し謹んでお悔やみ申し上げます。

また本事案は、市民の皆様に対し信頼を損ねる行為であり、深くお詫び申し上げます。

今回の事案を重く受け止め、交通法規の遵守及び交通安全について、より一層周知徹底し、再発防止に努めます。

令和6年10月31日

黒石市国民健康保険黒石病院
病院事業管理者 相馬 悌

○担当者 黒石市国民健康保険黒石病院
事務局次長 宮本
(事務担当：総務人事係長 佐藤)